

令和 7 年度

航空機騒音測定機器点検

業務委託仕様書

千葉市環境局環境保全部環境規制課

第1章 総 則

1 目 的

市内における航空機騒音の測定機器設置施設を巡回し、測定機器を点検して正常に稼働させること及び測定機器とのデータ通信により、千葉市役所環境規制課においてリアルタイムで緑保健福祉センターに設置された測定機器の測定データを把握することを目的とする。

2 委託名

令和7年度航空機騒音測定機器点検業務委託

3 委託場所

松ヶ丘公民館ほか3か所及び環境規制課内

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 業務の遂行

受注者は、常に最高の技術を発揮し、委託契約書及び本仕様書に基づいて業務を誠実に遂行しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、巡回・点検業務に支障がないよう人員を確保すること。

6 安全管理

受注者は、業務を遂行するにあたり、関連する法令を遵守するとともに、事故のないよう常に安全管理に努めなければならない。

7 中立性及び秘密の保持

受注者は、常に中立性を保持するように努めるとともに、業務を遂行する上で知り得た事項について、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 提出書類等

- (1) 受注者は、業務の着手にあたり、着手届を提出するとともに、業務の技術上の管理及び統括を行う主任技術者を定め、その選任届を提出するものとする。
- (2) 受注者は、業務の完了にあたり、完了届を提出するものとする。

9 疑 義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事象が発生した場合は、速やかに発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 協議書の作成及び保管

発注者及び受注者は、本業務について協議を行った場合、別紙に定める様式により協議書を作成し、双方で保管すること。

11 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。なお、業務の実施にあたっては、測定機器設置施設の管理者との事前調整を行うこと。

第2章 業務委託内容

1 点検及びデータ回収業務

(1) 通常点検及びデータ回収（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの12か月）

原則毎月1日頃に、別表1のとおり点検を行い、前月分のデータを回収する。なお、データ回収は発注者が貸与する USB メモリ又は SD カードを用いる。

(2) 臨時点検

発注者から指示があった場合、委託期間内で3回を限度に、通常点検と同様の点検や千葉市役所環境規制課等に設置するデータ通信装置及びデータ受信用 PC の点検を行う。

2 データ通信装置等の設置及び測定データ通信業務

(1) 機器の設置及び貸与

受注者はデータ通信装置2台（設置場所：緑保健福祉センター（送信側）、千葉市役所環境規制課（受信側））及びデータ受信用 PC 1 台（設置場所：千葉市役所環境規制課）を設置する。また、設置したデータ受信用 PC は発注者に貸与すること。

(2) データ通信

緑保健福祉センターに設置している航空機騒音測定装置（日本音響エンジニアリング（株）製 DL-100/LE Portable Type）の測定データ下記（ア）～（カ）をデータ受信用 PC にリアルタイムで表示させるため、データ通信装置等の必要な設定を行い、インターネット VPN 網を構築すること。

（ア）1秒ごとの騒音レベル（指定日時のデータをグラフ表示できること）

（イ）騒音発生時刻

（ウ）最大騒音レベル（ $L_{A,Smax}$ ）[dB(A)]

（エ）単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）[dB]

（オ）暗騒音 [dB(A)]

（カ）飛行高度 [feet]

(3) 測定データの回収

測定データについてはオンラインにより任意のタイミングで回収し、データ受信用 PC にデータを保存できるようにすること。また、回収したデータについては日本音響エンジニアリング（株）製「航空機騒音集計システム ソフトウェア DLREPORT」を用いて解析が可能なデータ形式とすること。

(4) 障害発生時の対応

データ通信装置等に障害が生じた場合は速やかに調査を行い、対応すること。

(5) 機器の貸与及びデータ通信運用の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 提出データ及び報告書の作成・提出業務

提出データ及び報告書を以下のとおり作成し、発注者に提出する。

(1) 提出データ

各月の通常点検時に回収した USB メモリ又は SD カードに記録された前月分のデータを DVD-R（1部）に保存し、原則毎月5日までに、郵送等で発注者に提出すること。

(2) 巡回点検報告書

通常点検及び臨時点検の結果を、点検後速やかにまとめ、電子ファイルを発注者が指定するメールアドレスに提出すること。

(3) 完了報告書

委託期間内の全ての巡回点検報告書をA4判ファイルに取りまとめ、委託期間内に提出すること。

別表1 測定機器設置施設、測定機名称、巡回頻度及び点検項目【通常点検】

測定機器設置施設・測定機名称	巡回頻度	点検項目
(1) 松ヶ丘公民館 (中央区松ヶ丘町257-2) リオン(株) NA-39A	1回/月(12回/年) 巡回時期は、原則毎月1日頃とする。	・測定機器の正常稼働確認
(2) 更科公民館 (若葉区更科町2254-1) リオン(株) NA-39A		・マイクロホン、マイクロホンスタンドの接続コードの点検
(3) 大宮小学校 (若葉区大宮台7-8-1) 日本音響エンジニアリング(株) DL-100/LE		・機材収納ボックスの点検
(4) 緑保健福祉センター (緑区鎌取町226-1) 日本音響エンジニアリング(株) DL-100/LE		・音響校正器を用いた校正 ※NA-39Aは、指示値の確認のみとし、調整は行わないこと。
		測定機器設置施設(4)のみ ・データ通信装置の正常稼働確認

※ 測定機器設置施設は年度途中で変更する場合がある。

協 議 書

年 月 日

委 託 名

履 行 場 所

委 託 期 間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

担 当 課

発 注 者 千葉市

担当者職氏名

印

受 注 者

印

質疑・提案等	調査・検討・協議内容等	合議結果
(月 日)	(月 日)	(月 日)